

## でんでんプリカ利用規約

### 第 1 条 (目的)

でんでんプリカ利用規約（以下「本規約」といいます）は、ゴダイ株式会社（以下「当社」といいます）が発行するでんでんプリカ（以下「本カード」といいます）の発行条件、サービス及び機能、使用方法等について定めたものです。また、本カードの会員（以下「会員」といいます）の利用に対して提供する特典の内容と特典を受けるための条件等を示したものです。

### 第 2 条 (会員資格)

1. 会員とは、本規約を了承した上で当社所定の方法で入会手続きを行い、当社が入会を承認した個人を指すものとします。
2. 会員が、本規約に同意した時点で、本規約の内容をもってご利用者と当社との間の契約内容とします。
3. 未成年の方は、親権者の同意を得たとみなした上で入会のお申し込みを受け付けるものとします。
4. 入会手続きは、当社所定の入会申込書にご本人様が住所・氏名・生年月日・性別・電話番号等の必要事項をご記入頂いたことを確認し、当社が本カードを発行することにより行います。
5. 本カードは、本カードにご署名頂いたご本人様のみ利用することができます。
6. 本カードの発行は、会員 1 人につき 1 枚に限ります。

### 第 3 条 (定義)

1. 「ゴダイポイントサービス」とは、対象店舗にて、商品の購入、役務の収受その他の取引における代金の全部又は一部について、会員がでんでんプリカを提示することにより当社所定のゴダイポイントを付与し、当社所定のゴダイポイントが貯まった時点でゴダイポイントを還元することにより「お買物サービス券」を発行し、次回以降の対象店舗での代金支払時に「お買物サービス券」を利用することにより支払いを行うことができるサービス及び当社が同サービスに付帯して本カードを保有する会員に提供するサービスの総称です。
2. 「ゴダイポイント」とは、会員が対象店舗において、ゴダイポイントサービスを利用することによって当社より付与されるポイントをいいます。
3. 「でんでんプリカサービス」とは、対象店舗にて、取り扱う商品の購入、役務の収受その他の取引における代金の全部又は一部について、当社所定の方法により自社電子マネーを利用することにより支払いを行うことができるサービス及び当社が同サービスに付帯してでんでんプリカを保有する会員に提供するサービスの総称をいいます。
4. 「自社電子マネー」とは、でんでんプリカサービスにおいて、当社が発行し、でんでんプリカに記録される金銭的価値を証するものをいいます。

5. 「チャージ」とは、会員が、当社所定の方法によりでんでんプリカに自社電子マネーを加算することをいいます。
6. 「対象店舗」とは、当社が指定する、ポイントサービス又はでんでんプリカサービスを利用することができる店舗をいいます。

#### 第 4 条 (ゴダイポイントの付与)

1. ゴダイポイントは、商品、役務、期間、支払方法によって付与率の変動又は付与対象外となる場合があります。
2. ゴダイポイントは、精算前に本カードをご提示頂いた場合に限り付与します。
3. 商品の購入等に対し付与されるゴダイポイントは、お買い上げ商品毎 200 円 (税抜) につき 2 ポイント付与します。200 円 (税抜) 未満のお買い上げ商品にはゴダイポイントは付与されません。
4. アルコール飲料、宅配サービス、タバコ、現像(DPE)、業務スーパー商品、その他一部商品については、ゴダイポイント付与対象外とします。
5. ギフト券 (お米券・ビール券・図書券等)、当社発行の「お買物サービス券」、「ゴダイ商品券」等によるお支払分に対してゴダイポイント付与対象外とします。
6. 自社電子マネーのチャージ金額 1,000 円につき 2 ポイントを付与します。
7. 複数の本カードのゴダイポイントを、任意の 1 枚のカードに合算又は移動させることはできません。
8. ゴダイポイント残高はお買い物レシート及び専用サイトに表示することで通知します。対象店舗がゴダイポイント残高を表示したレシートを発行した際に、会員から特段の申し出がない場合、会員は表示内容に誤りがないことを了承したものとみなします。

#### 第 5 条 (ゴダイポイントのご利用等)

1. ゴダイポイントの有効期限は、付与した年度の次年度末となります (当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に取得されたゴダイポイントの有効期限は翌々年 3 月 31 日となります)。有効期限を過ぎたゴダイポイントは無効となります。
2. ゴダイポイントの換金又は現金の払い戻しは致しません。
3. 商品購入の取消 (返品)・交換等により購入代金の返還が発生した場合、会員より当該取引時に発行したレシートと共に本カードの提示を受け、商品購入時付与相当分のゴダイポイントを減算します。ゴダイポイント残高が減算相当分に満たない場合は、「お買物サービス券」の回収もしくは相当額の返金を請求する場合があります。
4. ゴダイポイント残高が 500 ポイントに達した時点で、ゴダイポイント 500 ポイントを額面 500 円相当の「お買物サービス券」と交換致します。
5. 「お買物サービス券」発行のために交換するゴダイポイントは、付与された日付が古いゴダイポイントから優先して交換するものとします。

## 第 6 条 (お買物サービス券)

1. 有効期限は、「お買物サービス券」券面に発行日および発行日から算出した有効期限を明記することで通知します。
2. 有効期限を過ぎた「お買物サービス券」は無効となります。
3. 「お買物サービス券」は、購入商品等の精算前にご提示頂いた場合に限りご利用頂けます。
4. 「お買物サービス券」のご利用に際して釣銭は出ません。
5. 「お買物サービス券」を換金することはできません。
6. 「お買物サービス券」を紛失・盗難された場合、または汚損・破損等により有効期限・額面等が判別困難となった場合、その「お買物サービス券」は無効となります。また、「お買物サービス券」の再発行やゴダイポイントの返還等、当社は一切の補償を行いません。

## 第 7 条 (チャージ)

1. 本カードは、前払式証票である加減算型カードです。貨幣価値情報を電子データ（自社電子マネー）に代えて、繰り返しチャージすることができます。
2. 自社電子マネーは、対象店舗にて、1,000円単位でチャージできます。
3. 本カードへの、1回のチャージ上限金額は49,000円です
4. 1枚の本カードにチャージすることができる自社電子マネー残高の上限金額は100,000円です。
5. 複数の本カードの自社電子マネー残高を、任意の1枚のカードに合算又は移動させることはできません。
6. 第13条第4項の場合を除き、チャージされた自社電子マネーの換金又は払い戻しは致しません。

## 第 8 条 (でんでんプリカサービスの利用)

1. でんでんプリカサービスは、購入商品等の精算前にでんでんプリカをご提示頂いた場合に限りご利用頂けます。
2. でんでんプリカサービス利用時に、自社電子マネー残高が商品等の代金の総額に不足する場合は、その不足額を現金により支払うことができます。
3. 1回の精算で利用できる本カードの枚数は1枚に限ります。
4. 電子マネー残高は、専用サイトに表示することで通知します。でんでんプリカサービス利用後、専用サイトに自社電子マネー残高を表示した際に、会員から特段の申し出がない場合は、会員は表示内容に誤りがないことを了承したものとみなします。
5. 自社電子マネーの有効期限は、最後のチャージ日又は自社電子マネーご利用日から2年間です。有効期限を過ぎた自社電子マネーは無効となります。

## 第 9 条（発行保証金の供託及び発行保証金の還付）

1. 前払式支払手段である本カードの発行者である当社が破産した場合、本カードは使用することができなくなりますが、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）では、利用者保護の観点から、次項以下のとおり、発行保証金の供託制度、発行保証金の還付の制度が定められており、本カードの未使用分がある場合には、一定の手続を経ることにより、利用者に金銭が還付されることとなります（法第 14 条～16 条、第 31 条）。
2. 資金決済法により、当社は、基準日（3 月末あるいは 9 月末）において、当社が発行している本カードの未使用残高が 1000 万円を超えたときは、その未使用残高の 2 分の 1 以上の額に相当する額の発行保証金を供託所（法務局）に供託し保全することが義務づけられています（法第 14 条第 1 項）。
3. 当社は、株式会社りそな銀行と発行保証金保全契約を締結する方法により、前項の発行保証金の供託に代えております（法第 15 条）。
4. 当社が破産した場合、本カードの利用者は、前項の発行保証金保全契約によって保全されている発行保証金から、当社の他の債権者に優先して、金銭の還付（弁済）を受けることができます（法 31 条）。

## 第 10 条（届出事項）

1. 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合は、速やかに最寄りの店舗まで届け出て下さい。
2. 会員を退会される際は、速やかに最寄りの店舗までご連絡下さい。会員が保有しているゴダイカードを当社にご返却頂いた後、当社で会員の登録情報を抹消致します。また、退会した時点で保有しているゴダイポイント及び自社電子マネーは無効となります。
3. 紛失・盗難等により本カードを喪失した際は、速やかに最寄りの店舗にご連絡下さい。
4. 前項の届出があった場合又は第三者から当社に対し本カードを取得した旨の届出があった場合、当社で当該本カードについて使用停止措置をとります。会員は、使用停止措置に一定の期間を要することを了承するものとします。
5. 使用停止措置のとられた本カードについて、会員より再発行を希望し当社がこれを認めた場合に限り、本カードを再発行致します。このとき、当該会員に対して当社所定の手数料を請求することがあります。
6. 紛失・盗難により喪失した本カードのゴダイポイント及び自社電子マネーの補償はできません。前項により本カードが再発行され、当社所定の方法により当該本カードにおけるゴダイポイント及び自社電子マネーの残高が判明した場合に限り、前項により再発行された本カードに残高相当分のゴダイポイント及び自社電子マネーを復元するものとします。
7. 紛失・盗難等により喪失した本カードに貯まったゴダイポイント及び自社電子マネーの残高が第三者に利用され何らかの損害又は不利益が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
8. 会員の事情によらない原因により、本カードに会員番号を認識できないような破損・汚損が生じた場合、当該本カードと引き換えに本カードを再発行致します。このとき、当該会員に対して当社所定の手数料を請求することがあります。

9. 本カードの破損・電磁的影響その他の事由によりゴダイポイント及び自社電子マネーが破損・消失した場合、ゴダイポイント及び自社電子マネーの補償はできません。
10. 前項により本カードが再発行され、当社所定の方法により当該本カードにおけるゴダイポイント及び自社電子マネーの残高が判明した場合に限り、再発行された本カードに残高相当分のゴダイポイント及び自社電子マネーを復元するものとします。
11. 会員番号、PIN 番号が当社の過失なく第三者に漏洩し、本カードの会員の意思に反して利用権限を有しない者の指図が行われた場合、本カードに関して発生した会員の損害について当社は一切の責任を負いません。

#### **第 11 条（個人情報の取扱い）**

当社が予め定めた「個人情報の取扱いについて」に従い、入会申込書及び会員に関する個人 情報を取り扱います。当社がお客様よりお預かりした個人情報は、ゴダイポイントサービス、でんでんプリカサービス及びそれらに付帯したサービスの提供を目的として使用します。

#### **第 12 条（再委託）**

当社は、ゴダイポイントサービス、でんでんプリカサービス及びそれらに付帯したサービスに関する業務の一部又は全部を、お客様の事前の承諾、又はお客様への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

#### **第 13 条（禁止行為）**

1. 会員が次号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失するものとします。
  - (1) 本カード、ゴダイポイント又は自社電子マネーを偽造もしくは変造し、又はこれらを不正に作り出した場合。
  - (2) 本カード、ゴダイポイント又は自社電子マネーを不正に取得、保有し、又はこれらを利用した場合。
  - (3) 会員に反社会的勢力への関与があることが疑われる事実が判明した場合
  - (4) 本規約に違反する場合。又は、本規約に違反する恐れがある場合。
2. 会員が前項の規定に基づき会員の資格を喪失する場合、当該会員の保有するゴダイポイント及び自社電子マネーは失効するものとします。
3. 会員が、第 1 項各号に該当する行為を含む本規約に違反する行為を行ったことにより、当社に損害を与えた場合、当社に対して自己の責任と費用で当該損害（訴訟費用及び弁護士費用を含む。）を賠償するものとします。
4. 本カードに質権等の担保の設定を行うことはできないものとします。会員がこれに違反したことにより生じる事象に対して、当社は一切の責任を負いません。

5. 本カードの所有権は当社にあります。会員は、本カードを保有するにあたって善管注意義務を負い、会員本人以外に譲渡・貸与・相続することはできません。

#### 第 14 条（免責事項等）

1. 次号のいずれかに該当する場合、ゴダイポイントサービス及びでんでんプリカサービス（以下「会員システム」といいます）を利用できません。また、次号のいずれかに起因して発生した損害及び会員が被った不利益について当社は一切の責任を負いません。
  - (1) 停電や突発的な会員システムの故障・障害等が発生した場合
  - (2) 火災、洪水、地震、その他の自然災害等、当社と関わりのない事由により会員システムの故障・障害が発生した場合
  - (3) 管理保守のため会員システムを一時的に停止する場合
  - (4) 本カードに会員番号を認識できないような破損・汚損が生じている場合
  - (5) 本カードの破損・電磁的影響その他の事由によりゴダイポイント及び自社電子マネーが破損・消失している場合
  - (6) 前各号の他、ゴダイポイントサービス及びでんでんプリカサービスの運営のため必要と当社が判断した場合
2. 当社は、ゴダイポイントサービス、でんでんプリカサービス、及びそれらに付帯するサービスを通じて提供する情報の正確性、有用性、完全性、最新性、その他お客様による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づきお客様が損害を被った場合でも、一切の責任を負いません。
3. お客様が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社の判断により、ゴダイポイントサービス又はでんでんプリカサービスの提供を終了することがあります。この場合、当社所定の方法によりゴダイポイントサービス又はでんでんプリカサービスの提供を終了する旨、及び本カードにチャージされた自社電子マネーの返金方法について事前に周知します。ただし、当社が定める返金期間経過後は自社電子マネーの払い戻しを受けることはできません。

#### 第 15 条（規約の変更・廃止）

1. 本規約は予告なく変更、もしくは廃止をする場合があることを会員は了承するものとします。
2. 当社は、本規約の最新の内容を当社ホームページにて公開するものとします。（<https://www.godai.net>）

#### 第 16 条（合意管轄）

1. 本規約に関連して会員と当社との間で問題が生じた場合、会員及び当社は誠意をもって協議し、これを解決します。

2. 本規約に関連して生じた問題を協議により解決を図ることが困難な場合は、神戸地方裁判所姫路支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約の成立・効力・履行及び解釈については、日本国法が適用されるものとします。

#### **第 17 条（お問い合わせ先）**

本規約に関するお問い合わせは、下記の窓口までお願いいたします。

住所：兵庫県姫路市綿町 104 番地 スクエアビル 2F

社名：ゴダイ株式会社

お問い合わせページ：<https://www.godai.net/inquiry/index.html>

#### **（附則）**

本規定は、令和 3 年 1 月 28 日より適用します。